

老人ホーム

・養護老人ホーム

環境上及び経済的理由により、居宅(家庭)で養護を受けることが困難な65歳以上の高齢者が、市町村長の措置により入所可能。介護度は要介護2以下で自立しており、集団生活ができること。入所申し込みは市町村に行い、入所決定は市町村長が行う。

・軽費老人ホーム

低額の料金で家庭環境や住宅事情の理由により、居宅で生活することが困難な(原則として)60歳以上の高齢者が入所し、食事の提供やその他の日常生活に必要な便宜を提供する施設。養護老人ホームと異なり、利用者と施設の直接契約で入所する。

・ケアハウス

軽費老人ホームの一つの種類(軽費老人ホームC型)。低額の料金で家庭環境や住宅事情の理由により、居宅で生活することが困難な(原則として)60歳以上の高齢者が入所し、食事の提供やその他の日常生活に必要な便宜を提供する施設。施設の中には介護サービスを受けられる住まいもある。

・住宅型有料老人ホーム

自立～要介護高齢者が生活支援を受けて居住する施設。介護が必要な場合は外部サービスを利用しながら生活できます。

・介護付き有料老人ホーム(特定施設入居者生活介護)

主に介護を必要とする高齢者が介護や生活支援を受けて居住する施設。介護は施設の職員が提供。

・サービス付き高齢者向け住宅

自立～要介護高齢者が様々な生活支援サービスを受けて居住する施設。介護が必要な場合は外部サービスを利用しながら生活できます。